

第28期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表
(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

ディップ株式会社

連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.dip-net.co.jp/>)に掲載することにより株主の皆様提供しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------|--|
| ① 連結子会社の数 | 1 社 |
| 連結子会社の名称 | DIP Labor Force Solution 投資事業有限責任組合 |
| ② 非連結子会社の状況 | |
| 主要な非連結子会社の名称 | DIP America, Inc. |
| 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。 |

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|---|--|
| ① 持分法を適用した関連会社の数 | 2 社 |
| 関連会社の名称 | 株式会社クロス・オペレーショングループ
TRUNK株式会社 |
| ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況 | |
| 主要な会社の名称 | DIP America, Inc. |
| 持分法を適用しない理由 | 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。 |
| ③ 持分法適用手続きに関する特記事項 | |
| 持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、直近の財務諸表を使用しております。 | |
| なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。 | |

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるDIP Labor Force Solution 投資事業有限責任組合の決算日は11月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

なお、有限責任事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法に基づく原価法

(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………建物は定額法、建物以外については主として定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～47年

工具器具及び備品 2年～20年

ロ. 無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ハ. 株式給付引当金……………株式付与規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末において従業員に割り当てられたポイントに応じて、見込額を計上しております。
- ニ. 役員株式給付引当金……………株式報酬規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末の在任取締役に割り当てられたポイントに応じて、見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

なお、主要な取引について、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は概ね2ヶ月以内であり、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

イ. 求人広告サービス

求人広告サービスは、アルバイト・パート・正社員・派遣社員等の採用需要がある顧客に対して、当社グループが運営する求人サイトへの広告掲載サービスを提供しております。

広告掲載プランについては、当社グループが運営する求人サイトへの広告掲載サービスを提供することにより、顧客から広告掲載料を得ております。求人広告が掲載されている一定期間にわたり履行義務が充足されるため、当該契約期間で按分して収益を認識しております。

応募・採用課金プランについては、当社グループが運営する求人サイトを通じて応募又は採用があった場合、成果に応じて顧客から手数料を得ております。応募課金プランについては、顧客にユーザーからの応募が発生した時点、採用課金プランについては、顧客がユーザーの採用を行った時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び販売奨励金等を控除した金額で算定しております。また、一つの契約に複数の財又はサービスが含まれる取引については、契約に含まれる履行義務をそれぞれ識別しており、それぞれの履行義務への取引価格の配分は、財又はサービスの独立販売価格の比率に基づいております。

ロ. 人材紹介サービス

エージェントサービスは、看護師等の専門職の採用需要がある顧客に対して、転職希望者を紹介することにより顧客から紹介手数料を得ております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスであるため、転職希望者が入社をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引きを控除した金額で算定しております。当社グループから顧客企業へ紹介した人材である紹介者が入社後の一定期間内に退職した場合、対価の一部を返金することが契約に定められているものについては、過去の実績等により返金額を見積り取引価格に含め、返金負債を計上するとともに収益より控除しております。

日々紹介サービスは、顧客がユーザーの勤務終了を承認しユーザーの賃金等が確定した時点で履行義務が充足されると判断し、ユーザーの賃金に一定率をかけて算出された手数料相当額について収益を認識しております。

取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引きを控除した金額で算定しております。

ハ. DXサービス

DXサービスは、人手不足や業務効率に課題を抱えている顧客に対して、定型業務を自動化する「コボット」等を提供することにより顧客からサービス利用料を得ております。DXサービスを提供している一定期間にわたり履行義務が充足されるため、当該契約期間で按分して収益を認識しております。

取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び販売奨励金等を控除した金額で算定しております。また、一つの契約に複数の財又はサービスが含まれる取引については、契約に含まれる履行義務をそれぞれ識別しており、それぞれの履行義務への取引価格の配分は、財又はサービスの独立販売価格の比率に基づいております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…未払金

ハ. ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

二. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。なお、振当処理によっている外貨建金銭債権債務等に係る為替予約は振当処理の要件を満たしていることを確認しており、その判定をもって有効性の評価に代えております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度……………当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度に区分掲記しておりました営業外費用の「投資事業組合運用損」(前連結会計年度6,691千円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度に特別利益の「その他」に含めておりました「固定資産受贈益」(前連結会計年度485千円)については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

非上場株式の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

勘定科目	当連結会計年度
投資有価証券（非上場株式）	4,311,944千円

(注) 当該投資有価証券（非上場株式）は、当社が設立出資した持分法非適用子会社株式及び持分法適用関連会社株式は含めておりません。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

非上場株式は、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって連結貸借対照表価額としております。当社グループは、投資先企業の将来成長による超過収益力を見込んで、財務諸表から得られる1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べ相当程度高い価額で株式等の取得を行っており、投資先企業の超過収益力等に毀損が生じた際に、これを反映した実質価額が取得価額の50%程度以上低下している場合は、非上場株式の減損処理を行うこととしています。

投資先企業の投資時における超過収益力の毀損の有無を検討するにあたっては、事業計画の達成状況、将来の成長性、業績に関する見通しや資金調達の状況等を総合的に勘案し、検討を行っております。投資先企業にはベンチャー企業等が含まれ、これらの投資先の中長期の事業計画には、投資先が属する市場の成長やマーケットシェアの拡大見込が含まれることから高い不確実性が伴います。将来の成長性、業績に関する見通しなどの見積りが変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報

(株式付与 E S O P 信託制度について)

当社は、従業員のモチベーションを高め、企業ビジョン「Labor force solution company」の実現による中長期的な企業価値の向上を目的とした信託型の従業員インセンティブ・プラン「株式付与 E S O P 信託」制度を2012年5月より導入しております。なお、2023年3月10日開催の取締役会にて本制度の延長を、また、2023年8月1日開催の取締役会にて8月22日に自己株式の処分を行うことを決議しております。

(1) 制度の概要

当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式付与規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は株式付与規程に従い、信託期間中の従業員の等級や勤続年数に応じた当社株式及びその売却代金に相当する金銭を、退職時に無償で従業員に交付及び給付します。

(2) 信託に残存する自社の株式

株式付与 E S O P 信託口が所有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度2,462,554千円、2,010,670株であります。

(役員報酬B I P信託制度について)

当社は、当社取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）を対象に、当社の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主との利害を共有することを目的として、「役員報酬B I P信託」制度を2016年8月より導入しております。なお、2021年6月22日開催の取締役会にて本制度の延長を決議しております。また、2023年5月24日開催の当社第26期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）に対する報酬枠を改めて設定の上、本制度を継続することを承認されております。

(1) 制度の概要

当社取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式報酬規程に基づき当社取締役に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当により取得します。その後、当該信託は株式報酬規程に従い、一定の受益者要件を満たす取締役に対して、毎事業年度における業績指標等に応じて決定される株数の当社株式及び売却代金に相当する金銭を退任等による受益権確定日に交付及び給付します。

(2) 信託に残存する自社の株式

役員報酬B I P信託口が所有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度228,440千円、73,817株であります。

(従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度について)

当社は、当社従業員（以下、「対象従業員」という。）のモチベーションをこれまで以上に高め、企業ビジョン「Labor force solution company」の実現を目指し、株主の皆様との価値共有をより一層すすめ、従業員一人ひとりが社会価値と経済価値の最大化に取り組むことを目的とした譲渡制限付株式（業績等条件付）を活用したインセンティブ制度（以下、「本制度」という。）を2020年8月より導入しております。なお、2021年6月22日開催の取締役会にて2020年4月2日から2021年5月31日に入社した従業員及び2020年5月1日から2021年5月31日に昇格した従業員への割当てを実施すること、2022年7月13日開催の取締役会にて2021年6月1日から2022年6月1日に入社又は昇格した従業員への割当てを実施すること及び、2023年8月1日開催の取締役会にて2022年6月2日から2023年6月1日に入社又は昇格した従業員への割当てを実施することを決議しております。

また、本制度においては、5年後の業績目標を設定の上、その達成を譲渡制限の解除条件としておりましたが、中期経営計画の見直しに伴い、2023年4月14日開催の取締役会にて、譲渡制限期間を2年間延長すること及び、割当対象者のうち、DX事業本部に所属する当社従業員の業績条件がDX事業の売上高及び営業利益であったものを、DX事業本部以外に所属する当社従業員と同一の業績条件である連結売上高及び連結営業利益（非連結の場合は、個別売上高及び個別営業利益）とすることを決議しております。

(1) 制度の概要

対象従業員は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。なお、本制度により当社が対象従業員に対して発行又は処分する譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として当該譲渡制限付株式を引き受ける対象従業員に特に有利な金額としない範囲において、取締役会が決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しており、その内容としては、①対象従業員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることとしております。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを在籍条件とし、職位等条件及び業績条件に基づき、本割当株式の全部又は一部について、本譲渡制限期間の満了時点（それに先立ち2027年2月期決算短信が公表された場合は、当該公表時点。）で譲渡制限を解除し、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得するものといいたします。

ただし、対象従業員が、取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員及び使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといいたします。

(3) 対象従業員が所有する株式の総数

880,563株

(役員に対する譲渡制限付株式報酬制度について)

当社は、2021年5月26日開催の当社第24期定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。）が、企業ビジョン「Labor force solution company」の実現を目指して株主の皆様との価値共有をより一層すすめるため、当社の社会価値と経済価値の最大化に取り組むことを目的として、譲渡制限付株式（業績等条件付）を活用した役員報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること、並びに、本制度に基づき当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式を用いた報酬等として支給する金銭債権の総額を年額900,000千円以内として設定することにつき、承認されております。また、2023年5月24日開催の当社第26期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上の変更をすること、譲渡制限期間を2年間延長すること及び、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式割当てのための報酬決定及び改定の件について、承認されております。

なお、譲渡制限付株式の割当てにつきまして、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は350,000株を上限（原則として、6事業年度にわたる職務執行の対価に相当する株式数を一括して割り当てることを想定しており、実質的には1事業年度あたり58,333株を超えない範囲での割当てに相当いたします。）とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を6年間の間で取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）とすること等につき、承認されております。

また、第24期定時株主総会において承認された議案に基づき譲渡制限付株式を付与された取締役は3名おり、うち1名は第26期定時株主総会にて任期満了により取締役を退任しましたが、その後、当該1名は、2024年5月23日開催の第27期定時株主総会において監査等委員である取締役に選任される間は、取締役に準ずるもの（執行役員）として、監査等委員である取締役に就任以降は、取締役として、譲渡制限株式を引き続き保有しております。

(1) 制度の概要

対象取締役は、当社取締役会決議に基づき、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しており、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることとしております。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役又は当社子会社の取締役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを在籍条件とし、職位条件及び業績条件に基づき、本割当株式の全部又は一部について、本譲渡制限期間の満了時点（それに先立ち2027年2月期決算短信が公表された場合は、当該公表時点を予定）で譲渡制限を解除し、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得するものいたします。

ただし、対象取締役が、取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び当社子会社の取締役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

(3) 対象取締役が所有する株式の総数

160,000株

5. 連結貸借対照表に関する注記

当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行との間で当座貸越契約を締結しております。

また、資金調達の機動性及び安定性の確保を図るため、取引金融機関３行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	20,000,000千円
貸出コミットメントラインの総額	15,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	35,000,000千円

上記のコミットメントライン契約には、次の財務制限条項が付されており、下記条項の全てに抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになっております。

当連結会計年度（2025年２月28日）

- ① 連結会計年度末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を０円以上に維持すること。
- ② 連結会計年度末日における連結の損益計算書に記載される営業損益（又は税引後当期損益）の金額を２期連続して赤字としないこと。

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

① 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失
東京都港区	人材サービス事業用資産	ソフトウェア等	333,979千円

② 減損損失の認識に至った経緯

当初想定していた収益が見込めなくなったため、減損損失を認識しております。

③ 資産のグルーピング方法

減損会計の適用にあたっては、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

④ 回収可能価額の算定方法

当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普 通 株 式	60,140,000株	－株	－株	60,140,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普 通 株 式	5,280,191株	2,678,686株	135,785株	7,823,092株

(注1) 自己株式の変動事由の概要

増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式の無償取得による増加	133,532株
自己株式の市場買付による増加	2,545,000株
単元未満株式の買取り請求による増加	154株

減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

ストックオプションの行使による減少	24,700株
株式付与ESOP信託口の株式売却又は交付による減少	90,235株
譲渡制限付株式の交付による減少	20,850株

(注2) 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数に含まれている株式付与ESOP信託口が所有する当社の株式数は、期首2,100,905株、期末2,010,670株であり、役員報酬BIP信託口が所有する当社の株式数は、期首73,817株、期末73,817株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2024年4月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	2,737,657千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	48円
・基準日	2024年2月29日
・効力発生日	2024年5月24日

(注) 配当金の総額には、株式付与ESOP信託口が所有する当社株式2,100,905株に対する配当金100,843千円及び役員報酬BIP信託口が所有する当社株式73,817株に対する配当金3,543千円を含めております。

2024年10月15日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	2,559,295千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	47円
・基準日	2024年8月31日
・効力発生日	2024年11月18日

(注) 配当金の総額には、株式付与ESOP信託口が所有する当社株式2,058,320株に対する配当金96,741千円及び役員報酬BIP信託口が所有する当社株式73,817株に対する配当金3,469千円を含めております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年4月14日開催の取締役会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	2,611,520千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	48円
・基準日	2025年2月28日
・効力発生日	2025年5月23日

(注) 配当金の総額には、株式付与ESOP信託口が所有する当社株式2,010,670株に対する配当金96,512千円及び役員報酬BIP信託口が所有する当社株式73,817株に対する配当金3,543千円を含めております。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	322,600株
------	----------

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、必要資金については銀行からの借入により調達しており、設備投資等が発生した場合は、必要に応じて長期借入により資金調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク並びにリスクの管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことでリスクの軽減を図っております。投資有価証券は、主として上場株式や非上場会社の株式等であります。非上場会社の株式等は、投資先企業の事業リスクや財務リスク等の内的なリスクと、新興株式市場の市況やIPO（株式公開）審査、規制等の状況変化等の外的なリスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行会社の財務状況等を監視し、そのリスク状況を勘案して、保有状況を継続的に見直すことで、リスクの軽減を図っております。上場株式は、市場価格変動リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、定期的に時価を把握することで、リスクの軽減を図っております。また、長期貸付金は貸付先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に財務状況を把握することで財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建債務があり、為替の変動リスクに晒されておりますが、支払までの期間が長期化するものについては、先物為替予約を利用してヘッジしております。

変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されております。なお、当連結会計年度末現在、借入残高はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円) (※1)	時価 (千円) (※1)	差額 (千円)
投資有価証券 (※2)	649,386	649,386	－
資産計	649,386	649,386	－
デリバティブ取引 (※3)	－	－	－

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしておりません。また、当連結会計年度末に係る当該金融商品の連結貸借対照表計上額の合計額は109,929千円であります。

(※3) デリバティブ取引

未払金の一部について為替予約を行っておりますが、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされる未払金と一体として処理されているため、その時価は当該ヘッジ対象の時価に含めております。

(注1) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	33,312
関連会社株式	5,658
その他有価証券	
非上場株式 (※4)	4,311,944

(※4) 当連結会計年度において、非上場株式について205,667千円の減損処理を行っております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)
現金及び預金	18,156,176	—	—
受取手形及び売掛金	5,562,822	—	—
合計	23,718,998	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	218,148	—	—	218,148
その他	—	—	0	0
資産計	218,148	—	0	218,148

(※) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-3項の取扱いを適用した投資信託財産が金融商品の投資信託については、上表の投資有価証券には含まれておりません。なお、当該投資信託の連結貸借対照表価額は431,237千円であります。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

その他はSAFE投資であり、過去の取引価格を基礎として、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル3に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(千円)

	報告セグメント		合計
	人材サービス事業	DX事業	
売上高			
メディア （求人広告）サービス	47,438,361	—	47,438,361
エージェント （人材紹介）サービス	2,120,448	—	2,120,448
DXサービス	—	6,723,335	6,723,335
その他サービス	104,047	—	104,047
顧客との契約から 生じる収益	49,662,857	6,723,335	56,386,193
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	49,662,857	6,723,335	56,386,193

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

	当連結会計年度（千円）	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	5,785,358	5,562,822
契約負債	938,197	895,014

(注) 契約負債は役務提供前に顧客から受け取った前受収益に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は938,123千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び履行したサービスに応じて請求する権利を有する金額で収益を認識する契約については、注記の対象に含めておりません。なお、当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

10. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 684円99銭
(2) 1株当たり当期純利益 168円41銭

(注) 1株当たり情報の算定に用いられた普通株式の発行済株式総数及び期中平均株式数からは、株式付与ESOP信託口が所有する当社株式の数（当連結会計年度末2,010,670株、期中平均株式数2,065,370株）及び役員報酬BIP信託口が所有する当社株式の数（当連結会計年度末73,817株、期中平均株式数73,817株）を控除しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

※ 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式並びに関係会社出資金 ……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

なお、有限責任事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法に基づく原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………建物とは定額法、建物以外については主として定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---------|
| 建物 | 3年～47年 |
| 構築物 | 10年～40年 |
| 工具器具及び備品 | 2年～20年 |
- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 株式給付引当金……………株式付与規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当期末において従業員に割り当てられたポイントに応じて、見込額を計上しております。
- ④ 役員株式給付引当金……………株式報酬規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当期末の在任取締役に割り当てられたポイントに応じて、見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

なお、主要な取引について、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は概ね2ヶ月以内であり、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

① 求人広告サービス

求人広告サービスは、アルバイト・パート・正社員・派遣社員等の採用需要がある顧客に対して、当社が運営する求人サイトへの広告掲載サービスを提供しております。

広告掲載プランについては、当社が運営する求人サイトへの広告掲載サービスを提供することにより、顧客から広告掲載料を得ております。求人広告が掲載されている一定期間にわたり履行義務が充足されるため、当該契約期間で按分して収益を認識しております。

応募・採用課金プランについては、当社が運営する求人サイトを通じて応募又は採用があった場合、成果に応じて顧客から手数料を得ております。応募課金プランについては、顧客にユーザーからの応募が発生した時点、採用課金プランについては、顧客がユーザーの採用を行った時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び販売奨励金等を控除した金額で算定しております。また、一つの契約に複数の財又はサービスが含まれる取引については、契約に含まれる履行義務をそれぞれ識別しており、それぞれの履行義務への取引価格の配分は、財又はサービスの独立販売価格の比率に基づいております。

② 人材紹介サービス

エージェントサービスは、看護師等の専門職の採用需要がある顧客に対して、転職希望者を紹介することにより顧客から紹介手数料を得ております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスであるため、転職希望者が入社をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引きを控除した金額で算定しております。当社から顧客企業へ紹介した人材である紹介者が入社後の一定期間内に退職した場合、対価の一部を返金することが契約に定められているものについては、過去の実績等により返金額を見積り取引価格に含め、返金負債を計上するとともに収益より控除しております。

日々紹介サービスは、顧客がユーザーの勤務終了を承認しユーザーの賃金等が確定した時点で履行義務が充足されると判断し、ユーザーの賃金に一定率をかけて算出された手数料相当額について収益を認識しております。

取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引きを控除した金額で算定しております。

③ DXサービス

DXサービスは、人手不足や業務効率に課題を抱えている顧客に対して、定型業務を自動化する「コボット」等を提供することにより顧客からサービス利用料を得ております。DXサービスを提供している一定期間にわたり履行義務が充足されるため、当該契約期間で按分して収益を認識しております。

取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び販売奨励金等を控除した金額で算定しております。また、一つの契約に複数の財又はサービスが含まれる取引については、契約に含まれる履行義務をそれぞれ識別しており、それぞれの履行義務への取引価格の配分は、財又はサービスの独立販売価格の比率に基づいております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…未払金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。なお、振当処理によっている外貨建金銭債権債務等に係る為替予約は振当処理の要件を満たしていることを確認しており、その判定をもって有効性の評価に代えております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度……………当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 表示方法の変更にに関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度に特別利益の「その他」に含めていた「固定資産受贈益」（前事業年度485千円）については、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

非上場株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

勘定科目	当事業年度
投資有価証券（非上場株式）	3,560,894千円
関係会社出資金（DIP Labor Force Solution 投資事業有限責任組合への出資）	882,556千円

(注) 当社が設立出資した子会社株式は含めておりません。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

非上場株式は、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当社及びDIP Labor Force Solution投資事業有限責任組合（以下：投資事業組合）は、非上場企業に対して投資先企業の将来成長による超過収益力を見込んで、財務諸表から得られる1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べ相当程度高い価額で株式等の取得を行っており、投資先の超過収益力等に毀損が生じた際に、これを反映した実質価額が取得価額の50%程度以上低下している場合は、非上場株式の減損処理を行うこととしています。

関係会社出資金は、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を貸借対照表価額としており、投資事業組合が保有する非上場株式の減損損失は、投資事業組合運用損益を通じて、当社の損益に反映されません。

投資先企業の投資時における超過収益力の毀損の有無を検討するにあたっては、事業計画の達成状況、将来の成長性、業績に関する見通しや資金調達状況等を総合的に勘案し、検討を行っております。投資先企業にはベンチャー企業等が含まれ、これらの投資先の中長期の事業計画には、投資先が属する市場の成長やマーケットシェアの拡大見込が含まれることから高い不確実性が伴います。将来の成長性、業績に関する見通しなどの見積りが変化した場合には、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報

(株式付与E S O P信託制度について)

当社は、従業員のモチベーションを高め、企業ビジョン「Labor force solution company」の実現による中長期的な企業価値の向上を目的とした信託型の従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」制度を2012年5月より導入しております。なお、2023年3月10日開催の取締役会にて本制度の延長を、また、2023年8月1日開催の取締役会にて8月22日に自己株式の処分を行うことを決議しております。

(1) 制度の概要

当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式付与規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は株式付与規程に従い、信託期間中の従業員の等級や勤続年数に応じた当社株式及びその売却代金に相当する金銭を、退職時に無償で従業員に交付及び給付します。

(2) 信託に残存する自社の株式

株式付与ESOP信託口が所有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度2,462,554千円、2,010,670株であります。

(役員報酬BIP信託制度について)

当社は、当社取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）を対象に、当社の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主との利害を共有することを目的として、「役員報酬BIP信託」制度を2016年8月より導入しております。なお、2021年6月22日開催の取締役会にて本制度の延長を決議しております。また、2023年5月24日開催の当社第26期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）に対する報酬枠を改めて設定の上、本制度を継続することを承認されております。

(1) 制度の概要

当社取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式報酬規程に基づき当社取締役に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当により取得します。その後、当該信託は株式報酬規程に従い、一定の受益者要件を満たす取締役に対して、毎事業年度における業績指標等に応じて決定される株数の当社株式及び売却代金に相当する金銭を退任等による受益権確定日に交付及び給付します。

(2) 信託に残存する自社の株式

役員報酬BIP信託口が所有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度228,440千円、73,817株であります。

(従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度について)

当社は、当社従業員（以下、「対象従業員」という。）のモチベーションをこれまで以上に高め、企業ビジョン「Labor force solution company」の実現を目指し、株主の皆様との価値共有をより一層すすめ、従業員一人ひとりが社会価値と経済価値の最大化に取り組むことを目的とした譲渡制限付株式（業績等条件付）を活用したインセンティブ制度（以下、「本制度」という。）を2020年8月より導入しております。なお、2021年6月22日開催の取締役会にて2020年4月2日から2021年5月31日に入社した従業員及び2020年5月1日から2021年5月31日に昇格した従業員への割当てを実施すること、2022年7月13日開催の取締役会にて2021年6月1日から2022年6月1日に入社又は昇格した従業員への割当てを実施すること及び、2023年8月1日開催の取締役会にて2022年6月2日から2023年6月1日に入社又は昇格した従業員への割当てを実施することを決議しております。

また、本制度においては、5年後の業績目標を設定の上、その達成を譲渡制限の解除条件としておりましたが、中期経営計画の見直しに伴い、2023年4月14日開催の取締役会にて、譲渡制限期間を2年間延長すること及び、割当対象者のうち、DX事業本部に所属する当社従業員の業績条件がDX事業の売上高及び営業利益であったものを、DX事業本部以外に所属する当社従業員と同一の業績条件である連結売上高及び連結営業利益（非連結の場合は、個別売上高及び個別営業利益）とすることを決議しております。

(1) 制度の概要

対象従業員は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。なお、本制度により当社が対象従業員に対して発行又は処分する譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として当該譲渡制限付株式を引き受ける対象従業員に特に有利な金額としない範囲において、取締役会が決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しており、その内容としては、①対象従業員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることとしております。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを在籍条件とし、職位等条件及び業績条件に基づき、本割当株式の全部又は一部について、本譲渡制限期間の満了時点（それに先立ち2027年2月期決算短信が公表された場合は、当該公表時点。）で譲渡制限を解除し、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得するものといいたします。

ただし、対象従業員が、取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員及び使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといいたします。

(3) 対象従業員が所有する株式の総数

880,563株

(役員に対する譲渡制限付株式報酬制度について)

当社は、2021年5月26日開催の当社第24期定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。）が、企業ビジョン「Labor force solution company」の実現を目指して株主の皆様との価値共有をより一層すすめるため、当社の社会価値と経済価値の最大化に取り組むことを目的として、譲渡制限付株式（業績等条件付）を活用した役員報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること、並びに、本制度に基づき当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式を用いた報酬等として支給する金銭債権の総額を年額900,000千円以内として設定することにつき、承認されております。また、2023年5月24日開催の当社第26期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上の変更をすること、譲渡制限期間を2年間延長すること及び、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式割当てのための報酬決定及び改定の件について、承認されております。

なお、譲渡制限付株式の割当てにつきまして、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は350,000株を上限（原則として、6事業年度にわたる職務執行の対価に相当する株式数を一括して割り当てることを想定しており、実質的には1事業年度あたり58,333株を超えない範囲での割当てに相当いたします。）とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を6年間の間で取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）とすること等につき、承認されております。

また、第24期定時株主総会において承認された議案に基づき譲渡制限付株式を付与された取締役は3名おり、うち1名は第26期定時株主総会にて任期満了により取締役を退任しましたが、その後、当該1名は、2024年5月23日開催の第27期定時株主総会において監査等委員である取締役に選任される間は、取締役に準ずるもの（執行役員）として、監査等委員である取締役に就任以降は、取締役として、譲渡制限株式を引き続き保有しております。

(1) 制度の概要

対象取締役は、当社取締役会決議に基づき、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しており、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることとしております。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役又は当社子会社の取締役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを在籍条件とし、職位条件及び業績条件に基づき、本割当株式の全部又は一部について、本譲渡制限期間の満了時点（それに先立ち2027年2月期決算短信が公表された場合は、当該公表時点を予定）で譲渡制限を解除し、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得するものいたします。

ただし、対象取締役が、取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び当社子会社の取締役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

(3) 対象取締役が所有する株式の総数

160,000株

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行との間で当座貸越契約を締結しております。

また、資金調達の機動性及び安定性の確保を図るため、取引金融機関３行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極額の総額	20,000,000千円
貸出コミットメントラインの総額	15,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	35,000,000千円

上記のコミットメントライン契約には、次の財務制限条項が付されており、下記条項の全てに抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになっております。

当事業年度（2025年２月28日）

- ① 各事業年度末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を０円以上に維持すること。
- ② 各事業年度末日における連結の損益計算書に記載される営業損益（又は税引後当期損益）の金額を２期連続して赤字としないこと。

(2) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権 103,833千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

438千円

営業取引以外の取引による取引高

1,450千円

(2) 減損損失

① 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失
東京都港区	人材サービス事業用資産	ソフトウェア等	333,979千円

② 減損損失の認識に至った経緯

当初想定していた収益が見込めなくなったため、減損損失を認識しております。

③ 資産のグルーピング方法

減損会計の適用にあたっては、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

④ 回収可能価額の算定方法

当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	増加	減少	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	5,280,191株	2,678,686株	135,785株	7,823,092株

(注1) 自己株式の変動事由の概要

増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式の無償取得による増加	133,532株
自己株式の市場買付による増加	2,545,000株
単元未満株式の買取り請求による増加	154株

減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

ストックオプションの行使による減少	24,700株
株式付与ESOP信託口の株式売却又は交付による減少	90,235株
譲渡制限付株式の交付による減少	20,850株

(注2) 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数に含まれている株式付与ESOP信託口が所有する当社の株式数は、期首2,100,905株、期末2,010,670株であり、役員報酬BIP信託口が所有する当社の株式数は、期首73,817株、期末73,817株であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	162,175千円
貸倒引当金	55,500千円
減価償却費	60,798千円
減損損失	102,566千円
未払費用	281,796千円
契約負債	235,540千円
返金負債	8,475千円
賞与引当金	334,225千円
株式給付引当金	199,252千円
役員株式給付引当金	32,878千円
資産除去債務	291,813千円
譲渡制限付株式報酬	689,276千円
関係会社株式評価損等	512,280千円
前渡金評価損	104,336千円
その他	18,731千円

繰延税金資産合計	3,089,648千円
----------	-------------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△76,414千円
資産除去債務に対応する除去費用	△212,916千円

繰延税金負債合計	△289,330千円
----------	------------

繰延税金資産の純額	2,800,318千円
-----------	-------------

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	アルト株式会社 (注1)	なし	取引先	販売代理 (注2)	14,856	売掛金	1,747

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) アルト株式会社は、当社役員の近親者が議決権の過半数を所有しております。

(注2) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 687円45銭

(2) 1株当たり当期純利益 168円43銭

(注) 1株当たり情報の算定に用いられた普通株式の発行済株式総数及び期中平均株式数からは、株式付与ESOP信託口が所有する当社株式の数（当事業年度末2,010,670株、期中平均株式数2,026,457株）及び役員報酬BIP信託口が所有する当社株式の数（当事業年度末73,817株、期中平均株式数73,817株）を控除しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

※ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。